

令和4年度
「北九州市中小企業振興条例」に基づく
中小企業の振興に関する施策の実施状況報告

令和5年8月
北九州市

目 次

はじめに	1
1 概要	2
2 構成	2
3 中小企業者・小規模事業者の定義	2
4 報告	3
(1) 市内中小企業の現状について	3
(2) 市内中小企業が抱える課題について	5
(3) 令和4年度の主な中小企業の振興に関する施策	5
ア 新型コロナウイルス対策に関する支援	5
(ア) 新型コロナウイルス感染症に関する事業者総合相談窓口運営事業(第9条第4項)	5
(イ) 中小企業融資(第9条第2項、第4項、第12条)	6
(ウ) 事業再構築補助金活用促進助成金(第9条第4項)	6
(エ) 商店街プレミアム付商品券発行支援事業(第9条第2項、第11条)	6
イ 生産性向上に関する支援	6
(ア) 先端設備等導入計画(固定資産税ゼロ特例事業)(第9条第1項)	6
(イ) DX推進プラットフォーム事業(ユーザーとベンダー融合事業)(第9条第1項)	7
(ウ) 中小企業のDX推進支援事業(第9条第1項)	7
(エ) 産業用ロボット導入支援関連事業(第9条第1項)	7
(オ) 中小企業技術開発振興助成金(第9条第4項)	7
(カ) 成長加速(研究開発等助成)研究開発プロジェクト支援事業(第9条第4項)	7
(キ) 環境未来技術開発助成制度(第9条第4項)	8
(ク) 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業(第9条第4項)	8
(ケ) 中小企業の省エネを促す緊急経済対策事業(第9条第4項)	8
ウ 人材確保に関する支援	8
(ア) 中小企業人材確保支援助成金(第9条第4項)	8
(イ) ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金(第9条第4項)	9
(ウ) U・Iターン応援プロジェクト(第9条第4項)	9
(エ) 就労支援施設における人材確保支援(第9条第4項)	9
(オ) 合同会社説明会(第9条第4項)	9
エ 中小企業の事業承継に関する支援	9
(ア) 雇用を守る事業承継・引継ぎ支援事業(第9条第1項)	9
オ 受注拡大・販路開拓に関する支援	10
(ア) 北九州発!新商品創出事業(第9条第1項)	10
(イ) オンラインワン企業創出事業(第9条第1項)	10
(ウ) 大規模展示会等出展支援助成金(第9条第4項)	11

(エ) 中小企業海外展開支援助成金（第9条第4項）	1.1
(オ) 販路拡大支援事業（第9条第1項）	1.1
(カ) サステナブル環境ビジネス展開事業（第9条第4項）	1.1
(キ) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく対応（第9条第5項、第7項）	1.2
(ク) 指定管理者制度における地元団体（中小企業）への配慮（第9条第6項、第7項）	1.2
カ 商業・サービス業に関する支援	1.2
(ア) 商店街の空き店舗への出展支援（シャッターヒラクプロジェクト）（第11条）	1.2
(イ) 商店街等に対する支援事業（第11条）	1.2
(ウ) リノベーションまちづくり（第11条）	1.3
キ 創業に関する支援	1.4
(ア) 創業支援事業（第9条第1項、第4項）	1.4
(イ) 北九州テレワークセンター管理運営事業（第9条第1項、第2項）	1.4
ク 中小企業に関する施策等情報の発信	1.4
(ア) 中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）	1.4
(イ) ゆめみらいワーク（第9条第10項）	1.5
ケ SDGsに関する支援	1.5
(ア) SDGs登録制度（第9条第1項、第2項、第4項）	1.5
コ 経営に関する支援	1.6
(ア) 中小企業融資制度（第9条第4項、第12条）	1.6
(イ) 中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）	1.7
(ウ) 巡回指導及びマッチングコーディネート事業（第9条第1項、第12条）	1.8
(エ) 頑張る中小企業応援！経営力強化リサーチ・相談サポート事業（第9条第3項）	1.8
(オ) 各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2項、第3項）	1.9
参考 北九州市中小企業振興条例	2.1

はじめに

北九州市では、平成27年4月1日に議員提案による「北九州市中小企業振興条例」が施行されました。

この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的としています。

本報告書は、条例第13条に基づき、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告し、市民に公表するものです。

令和4年度も、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小企業は厳しい経営環境に直面しました。

こうした状況を踏まえ、北九州市としては、経営力強化に向けた労働生産性の向上や、人材の確保、事業承継といった中小企業が抱える継続的な課題に対応するとともに、緊急経済対策として、新型コロナウイルスにより経営の悪化した中小企業に対する相談体制の確保、制度融資による円滑な資金供給や国の支援制度の申請支援など様々な支援を継続して行ってまいりました。

また、ウクライナ情勢や円安等に起因する原油高・資材高等の影響により、中小企業を取り巻く経営環境は更に厳しいものとなっています。

このような中、北九州市としては、中小企業の支援ニーズを把握しながら、国・県・北九州商工会議所等との連携強化、中小企業の経営改善・経営基盤強化や中小企業への市民理解の醸成など中小企業の振興に向けた施策を着実に推進してまいります。

1 概要

「北九州市中小企業振興条例」第13条に基づき、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

2 構成

本報告の作成にあたっては、市内中小企業の現状及び課題、中小企業の振興に関する主な施策について掲載している。

3 中小企業者・小規模企業者の定義

本報告書の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。

また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。

「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
④サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法において、政令により、中小企業・小規模企業とする場合がある。

【中小企業者】

①製造業

ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下

④サービス業

ソフトウェア業・情報処理サービス業

：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下

旅館業

：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

【小規模企業者】

④サービス業

宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下

4 報告

(1) 市内中小企業の現状について

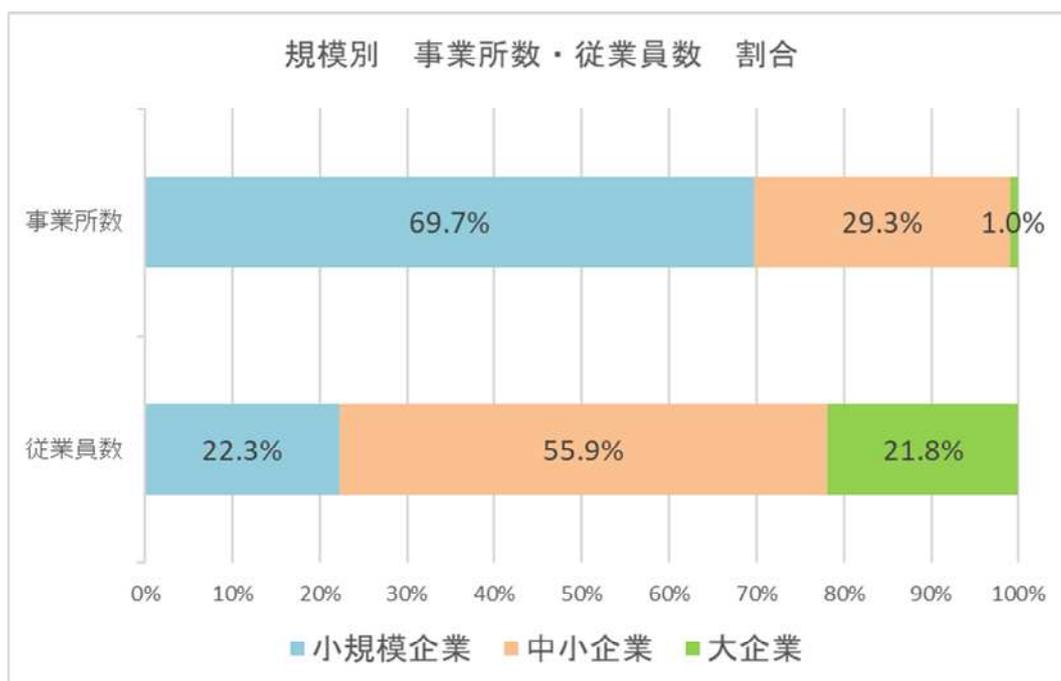
市内事業所の99%、従業者数の約8割を占める中小・小規模企業は地域経済の要であり、雇用を支える重要な役割を担うものと認識している。しかしながら、人手不足や高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化など、中小企業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

【規模別 中小企業・小規模企業の事業所数・従業員数】

	全産業	中小企業	
		中小企業	小規模企業
事業所数	41,772件	41,358件 (99.0%)	29,128件 (69.7%)
従業者数	434,714人	339,762人 (78.2%)	96,696人 (22.3%)

出典：H28経済センサス（活動調査）

（R3経済センサス活動調査における北九州市分の数字は現在集計中）

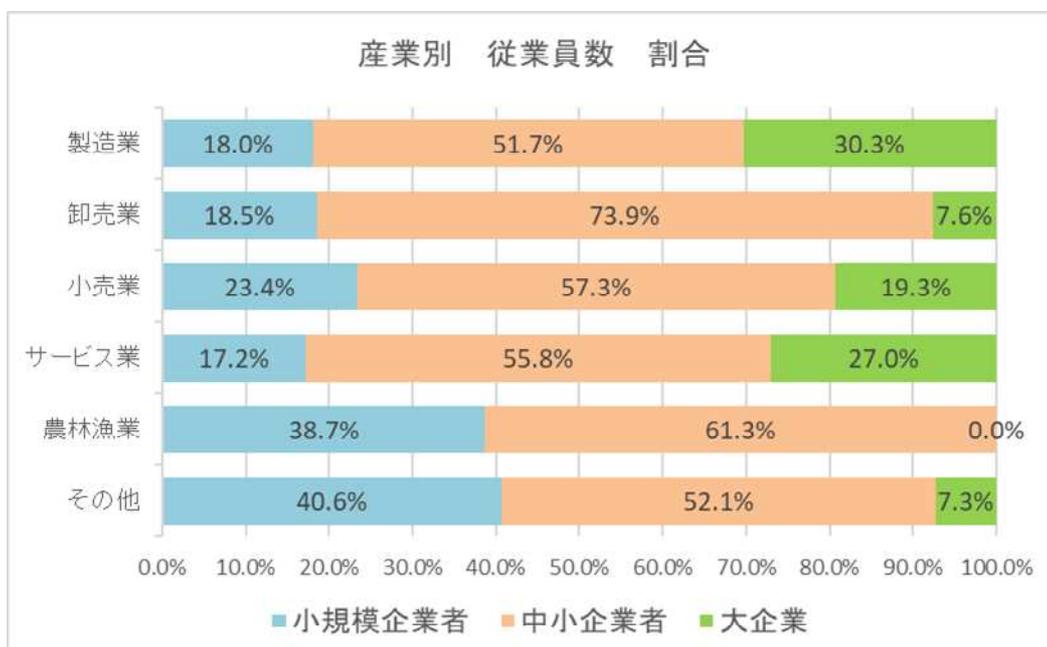
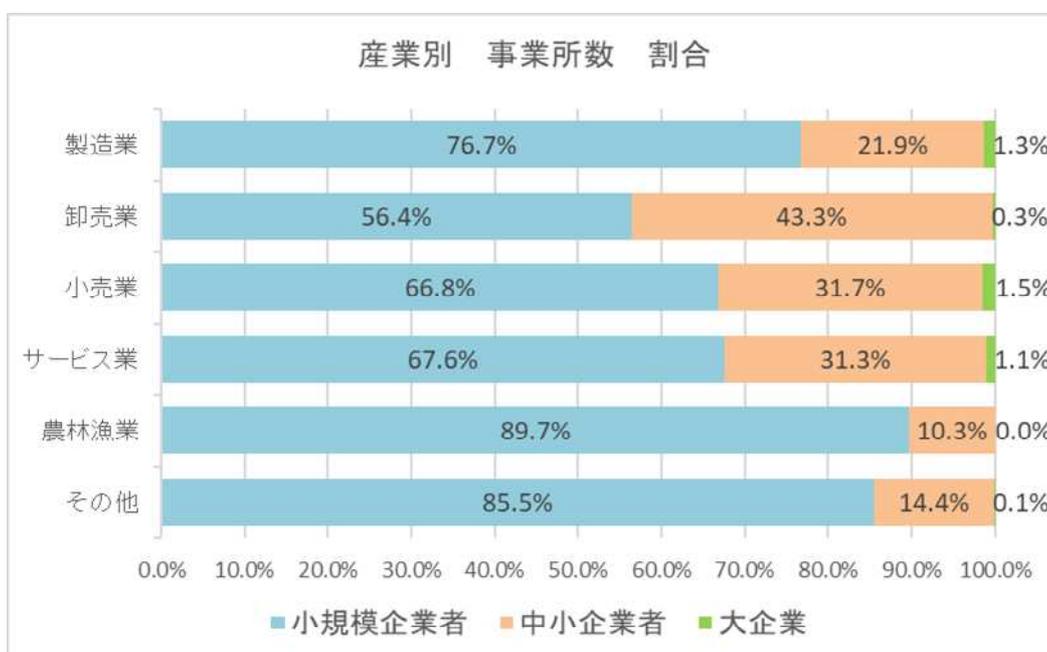


【産業別 中小企業・小規模企業の事業所数・従業者数】

単位：件、人

産業	全事業所		大企業		中小・小規模企業者	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
製造業	2,119	55,478	28	16,820	2,091	38,658
卸売業	2,818	24,729	9	1,888	2,809	22,841
小売業	8,457	60,708	124	11,697	8,333	49,011
サービス業	22,364	219,323	245	59,175	22,119	160,148
農林漁業	39	419	0	0	39	419
その他	5,975	74,057	8	5,372	5,967	68,685
合計	41,772	434,714	414	94,952	41,358	339,762

出典：H28経済センサス（活動調査）
 （R3経済センサス活動調査における北九州市分の数字は現在集計中）



(2) 市内中小企業が抱える課題について

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上減少、および原油高・資材高等の影響による資金繰りの悪化、従業員の雇用維持等への対応が挙げられる。

さらに、従前から、中小企業が継続的に抱えている、労働生産性の向上、労働人口の減少に伴う働き手の確保、経営者の高齢化による事業承継などの課題について、対応する必要がある。

また、持続可能な成長と新たなビジネスチャンスを生み出すグリーン化への対応も課題となっている。

(3) 令和4年度の主な中小企業の振興に関する施策

ア 新型コロナウイルス対策に関する支援

(ア) 新型コロナウイルス感染症に関する事業者総合相談窓口運営事業（第9条第4項）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内中小企業を支援するため、市内3か所（戸畑・小倉・黒崎）に相談窓口を設置し、資金繰りや雇用調整助成金等の活用を支援した（令和4年8月以降、窓口を戸畑窓口1ヶ所に集約）。

相談内容	(1) 資金繰り相談（危機関連保証・セーフティネット保証の認定） (2) 雇用調整助成金申請支援 (3) 国・県・市の各種助成金相談	
相談件数	窓口	3, 174件
	うち雇用調整助成金	275件
	電話	6, 934件
	合計	10, 108件
セーフティネット保証 認定件数		1, 835件

設置場所及び相談時間等

①設置開始：令和2年3月9日（月）～

②相談料：無料（全額、市で負担）

	雇用調整助成金申請支援窓口 【事前予約制】	資金繰り窓口 セーフティネット保証・危機関連保証認定窓口 【事前予約制】
小倉ワンストップ相談窓口 小倉北区浅野3丁目8-1 (AIMビル8階) TEL 093-551-3619 ※R4.8月から戸畑窓口を集約	社会保険労務士 相談時間：9:00～17:00 相談日：4～7月 月・水	※R4.1月から戸畑窓口を集約
戸畑ワンストップ相談窓口 戸畑区中原新町2-1 (北九州テクノセンタービル1階) TEL 093-873-1433	社会保険労務士 相談時間：9:00～17:00 相談日： (4～7月) 月、木（隔週） (8～9月) 月～金 (10～12月) 月・水・金/火・木（隔週） (1～3月) 月・水/火・木/水・金（月8回）	中小企業診断士等 相談時間：9:00～17:00 相談日：月～金
黒崎ワンストップ相談窓口 八幡西区黒崎3丁目15-3 (コムシティ6階) TEL 093-642-2861 ※R4.8月から戸畑窓口を集約	社会保険労務士 相談時間：9:00～17:00 相談日：4～7月 月・水・金	※R4.1月から戸畑窓口を集約

(イ) 中小企業融資（第9条第2項、第4項、第12条）

市内中小企業の様々な資金ニーズに対応し、円滑な資金繰りを支援するため、金融機関や福岡県信用保証協会と連携し、融資制度を運用した。

制度融資名	北九州市中小企業融資制度 (景気対応資金)
利用実績	967件、約107億円

(ウ) 事業再構築補助金活用促進助成金（第9条第4項）

中小企業等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を支援する国の事業再構築補助金について、市内企業の申請に係る費用の一部を助成した。

支給要件		助成額
対象者	対象経費	
事業再構築補助金の第7回公募分のうち「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」を申請した市内中小企業等	事業再構築補助金の申請にかかる経費として、行政書士・税理士・中小企業診断士・コンサルティング会社などの「専門家等」に支払う経費（事業計画策定費用や申請サポート費用等）	中小企業者及び個人事業主 ：対象経費の3/4
事業再構築補助金の第8回公募分のうち「原油価格・物価高騰等緊急対策枠」及び「通常枠」(*)を申請した市内中小企業等		中堅企業者 ：対象経費の2/3 ※いずれも上限は50万円
助成実績	助成件数：18件、助成額：5,795千円	

(※) 通常枠の場合は、2022年1月以降のいずれかの月の売上高が、2019～2021年の同月と比較して10%以上減少し、「足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する加点」を申請していることが条件。

(エ) 商店街プレミアム付商品券発行支援事業（第9条第2項、第11条）

福岡県の助成制度と合わせて、商店街等が自主的に取り組むプレミアム付商品券の発行を支援した。

助成内容	プレミアム率：20% 助成額：販売総額の10%+事務費 (県の10%と合わせてプレミアム率20%まで全額補助)
発行実績	発行団体：33団体、発行総額：約131億円

イ 生産性向上に関する支援

(ア) 先端設備等導入計画（固定資産税ゼロ特例事業）（第9条第1項）

国が創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置を活用した、市内中小企業の新規設備投資に係る固定資産税の減免制度に基づき、中小企業がこの制度を利用する際に必要となる「先端設備等導入計画」の受付・計画認定を行い、生産性の向上を支援した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定件数	72件	80件	107件
投資見込額	約67億3千万円	約33億1千万円	約51億3千万円

(イ) DX推進プラットフォーム事業（ユーザーとベンダー融合事業）（第9条第1項）

DXの提案ができる企業と地元企業とをつなぐプラットフォーム（活動基盤）をつくり、市内企業のDX促進を図った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
プラットフォーム登録企業	158社	238社	406社
内ベンダー企業	43社	100社	164社
内ユーザー企業	115社	138社	242社

(ウ) 中小企業のDX推進支援事業（第9条第1項）

市内中小企業が実施する、ITを活用した遠隔地からの保守管理システムの開発、HP制作、製品管理システムの導入検証、ペーパレス化などDXに向けた各種取組経費の一部を補助した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	26件	47件	78件
金額	36,148千円	65,039千円	106,862千円

(エ) 産業用ロボット導入支援関連事業（第9条第1項）

市内中小企業の生産性向上、競争力強化を図ることを目的として産業用ロボットの導入等に対して補助金を交付した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	8件	9件	9件
金額	33,373千円	27,699千円	28,043千円

(オ) 中小企業技術開発振興助成金（第9条第4項）

市内中小企業の新技術・新製品開発を支援するため、研究開発に必要な資金の一部を助成した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数		10社	4社
交付件数		4社	3社
金額		20,550千円	11,790千円

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。

※令和3年度は、従来の枠組みでの実施のほか、特別枠を設け、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策に資する新技術・新製品の研究開発を支援した。

(カ) 成長加速（研究開発等助成）研究開発プロジェクト支援事業（第9条第4項）

「自動車」「ロボット・AI・IoT」「医療・保健・介護・福祉」「革新的ものづくり」の四分野において、実用化が見込まれる新技術・新製品の研究開発に対して補助金を交付した。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	3件	1件	3件
金額	9,000千円	3,000千円	12,000千円

(キ) 環境未来技術開発助成制度（第9条第4項）

循環型社会、脱炭素社会の実現に向け、新規性、独自性に優れ、かつ実現性の高い環境技術の研究に対して研究費を助成した。

	対象分野	対象者（次のいずれかに該当する方）
実証研究	廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー・省エネルギー技術など環境技術の研究開発	①北九州エコタウン実証研究エリア内で実証研究を行う者（原則） ②実証研究エリアで実施することが困難等実証研究エリアで実施しない相当の理由がある場合で、かつ市内で実証研究を行う者
社会システム研究	環境産業の展開において重要となる原料の確保や物品の流通など循環型社会の実現及び脱炭素社会の実現に向けた社会経済システムの研究開発	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業であって、主に市内で研究開発を行う者 ②市内企業と共同で主に市内で研究開発を行う者
FS研究	実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究	①市内に事業所（研究機関を含む）を置く企業 ②市内企業と共同で研究を行う市内の者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	13件	11件	12件
金額	59,369千円	54,354千円	42,061千円

※交付実績には、中小企業以外（大学、みなし大企業）も含む。

(ク) 中小企業の競争力を生み出す脱炭素化推進事業（第9条第4項）

脱炭素社会の実現に向け、市内の事業所へ自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムや最先端の省エネ機器（更新に限る）を導入する中小企業等に対し、費用の一部を補助した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	13件	8件	0件
金額	32,928千円	16,742千円	0千円

※令和2年度は「中小企業高度エネルギーマネジメント推進支援事業」、令和3年度は「北九州市中小企業の競争力を生み出す省エネとRE100推進事業」として実施。

※令和4年度は補助上限などが有利な「中小企業の省エネを促す緊急経済対策事業（令和4年度のみ）」が実施されたため、0件となっている。

(ケ) 中小企業の省エネを促す緊急経済対策事業（第9条第4項）

原油価格高騰による電気料金上昇を緊急に対処するための経済対策として、市内の事業所へ自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、蓄電池、最先端の省エネ機器（更新に限る）、電動車及びV2H充放電器を導入する市内中小企業に対し、費用の一部を補助した。

	令和4年度
交付件数	140件
金額	288,467千円

※うち7件分は繰越により、令和5年度に完了する。

ウ 人材確保に関する支援

(ア) 中小企業人材確保支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業の人材確保を支援するため、市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、現場見学会や体験実習、勉強会などの事業に必要な経費の一部を助成した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	3団体	3団体	3団体
金額	114千円	679千円	936千円

(イ) ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金（第9条第4項）

ものづくり分野での人材確保や定着を支援するため、市内の中小製造業者・建設業者が行う、女性専用設備の設置や女性・高齢者の作業をアシストする機器導入、暑さ対策設備の設置・機器購入等に必要な経費の一部を助成した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	7社	7社	12社
金額	2,500千円	3,454千円	5,238千円

(ウ) U・Iターン応援プロジェクト（第9条第4項）

北九州市へのU・Iターン就職希望者と市内企業のマッチングを図るため、小倉と東京の2か所に常設の窓口を設置し、専任コンサルタントによる伴走型の就職支援と職業紹介を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	1,032人	1,074人	1,087人
求人件数	2,205件	2,599件	2,113件
就職決定者数	215人	228人	227人

(エ) 就労支援施設における人材確保支援（第9条第4項）

北九州市では、市内3か所に就業支援施設を設置し、就業相談や各種セミナーを実施するとともに、職場体験や職業紹介などを実施することで、市内企業の人材確保を支援した。

施設	場所	就職決定者数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
若者ワークプラザ北九州	小倉	523人	599人	638人
若者ワークプラザ北九州・黒崎	黒崎	253人	332人	296人
高齢者就業支援センター	戸畑	1,073人	1,138人	1,161人
合計		1,849人	2,069人	2,095人

(オ) 合同会社説明会（第9条第4項）

新卒学生や転職希望者が企業の採用担当者から直接、採用に関する説明を受ける合同会社説明会を開催することで幅広いマッチングの場を提供した。従来の対面式の他、遠方に住む学生等会場に来場できない求職者に向けてウェブ上の説明会も実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出展企業数	681社	454社	555社
参加者数	1,925人	1,406人	2,316人

エ 中小企業の事業承継に関する支援

(ア) 雇用を守る事業承継・引継ぎ支援事業（第9条第1項）

市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって継続し、雇用の場の確保などを図っていくため、啓発セミナーの開催や相談対応、事業承継の具体的な取組みに要する経費の一部助成などを行い、円滑な事業承継を総合的に支援した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
啓発セミナー	3回（75名）	6回（126名）	7回（222名）		
相談対応	12回（9社）	10回（8社）	34回（27社）		
助成金	1件（500千円）	5件（2,500千円）	1件（150千円）		
ニーズ調査		調査対象	170社	調査対象	3,562社
		回答	37社	回答	1,128社

オ 受注拡大・販路開拓に関する支援

(ア) 北九州発！新商品創出事業（第9条第1項）

市内中小企業が開発した独創性豊かな新商品及び新サービスを認定し、広報支援や市がトライアル発注を行うことにより、販路拡大を支援した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認定件数	従来枠 3件 コロナ枠 12件	従来枠 0件 DX促進枠 3件	従来枠 4件 DX促進枠 2件

(イ) オンリーワン企業創出事業（第9条第1項）

北九州発の独創的な製品や技術、サービスを提供するとともに、地域社会等に対して十分な社会的使命と責任を果たしている優れた中小企業を「オンリーワン企業」として認定し、これら企業を北九州市の看板企業として、情報発信・プロモーションすることにより、地域経済の振興を図る。

令和3年度は第6回北九州オンリーワン企業として新たに5社を認定し、事業開始以降、計28社を認定した。

令和4年度は第7回北九州オンリーワン企業の募集を行った。

北九州オンリーワン企業のご紹介（企業名及び対象事業）

第1回(2009年)	企業名	製品・技術・サービス	
第1回(2009年)	株式会社小倉紡織 (旧：有限会社小倉クリエーション)	小倉織を使った製品の開発、製造、販売	
	株式会社タック技研工業	切削用モータ・ユニット品の開発、製造、販売	
	株式会社マツシマメジャテック (旧：株式会社松島機械研究所)	マイクロ波レベル計の製造、販売	
第2回(2011年)	企業名	製品・技術・サービス	
第2回(2011年)	計測検査株式会社	移動体トンネル計測新システム MIMM [ミーム]	
	熱産ヒート株式会社	①溶接ひずみ取り用高周波誘導加熱装置 ②局部予熱・後熱用高周波誘導加熱電源	
	株式会社村上精機工作所	ユーラスパイプレータ	
	株式会社陽和	3種の複合技術（成形・切削・溶着）を用いてお客様の問題を解決する提案型高機能フッ素樹脂製品	
第3回(2013年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
第3回(2013年)	大賞	桑原電工株式会社	電動機・発電機の材料調達から製作、修理までの一貫したトータルソリューション提供
		シャボン玉石けん株式会社	無添加石けんの製造
	特別賞	株式会社ヨシダ (旧：宝石・めがねのヨシダ)	めがね、時計、補聴器、宝石の販売に関するおもてなしサービス
		株式会社シノハラ製作所	スライド式ソファベッド
		株式会社ウエルクリエイト (旧：楽しい株式会社) 有限会社ふく太郎本部	北九州エコタウン発 廃棄物とバイオマスの新資源化システム ふく業界初のHACCP認定工場
第4回(2015年)	区分	企業名	製品・技術・サービス
第4回(2015年)	大賞	株式会社オーネスト	工場・生産ライン等の監視制御システムを対象としたシステムインテグレーション業務
		株式会社極東製作所	製鉄所や地熱発電所向けの耐久性の高いオーダーメイド特殊バルブ
		株式会社七尾製菓	小麦粉焼き菓子を中心とした菓子類
	特別賞	株式会社西原商事	廃棄物情報管理システム「bee net」～廃棄物処理の透明化～
		環境テクノス株式会社 九州鉄道機器製造株式会社	環境分析における“ものさし”（溶出試験用土壌標準物質）の製造 鉄道向け分岐器及びレール等の加工・溶接技術
第5回(2019年)	企業名	製品・技術・サービス	
第5回(2019年)	株式会社植田製作所	高張力化に対応するテンションリール（銅板巻取機）及びリールドラムの製造技術	
	佳秀工業株式会社	機械部品・装置の製造において、年間約400種の材質を取り扱い、約24万種類、100万点以上の製品を加工・製造する「超少量多品種・一貫生産サービス」	
	株式会社戸畑製作所	純銅の鋳造・溶接技術	
	株式会社ワキノアートファクトリー	地域の特徴を生かした主催者との連携による音楽花火の構成、演出	
第6回(2021年)	企業名	製品・技術・サービス	
第6回(2021年)	株式会社アステック人江	都市鉱山リサイクル、塩化鉄液リサイクル、OGP鉄粉	
	株式会社九州織装	鉄道・船舶・バスの内装部材の設計・製作・施工・管理	
	有限会社ゼムケンサービス	AI+AR（愛ある）マネジメントツール	
	バイオニア工業株式会社	ペットボトル、ポリボトルの製造及び販売	
	富士岐工業株式会社	製鉄用転が排ガス回収設備（OG設備）におけるガス冷却用構造物（フード）の製作	

(ウ) 大規模展示会等出展支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業が開発した新製品・新技術の販路開拓支援として、多くのバイヤーが訪れる大都市圏での大規模展示会への出展小間料（1小間分）を助成した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数		11件	14件
金額		3,395千円	4,735千円

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。

(エ) 中小企業海外展開支援助成金（第9条第4項）

市内中小企業が海外展開に取り組みやすい環境を整えるため、海外での市場調査、見本市出展などに対し、その経費の一部を助成した。

【中小企業海外展開支援助成金の利用状況】 (単位：件、千円)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市場調査等助成事業	0	0	2	129	6	579
海外見本市等出展 助成事業	0	0	1	300	3	792
越境EC販路開拓 助成事業			0	0	0	0
認証等取得助成事業			2	200	1	94

※「越境EC販路開拓助成事業」及び「認証等取得助成事業」は、令和3年度新設。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、12月から公募開始。

(オ) 販路拡大支援事業（第9条第1項）

優れた経営資源を有し、業務拡大を目指す市内の中小企業製造業に対して、デジタル技術の活用など、販路拡大に特化した「伴走型」の支援を実施した。

令和4年度は、3社に対し、MA（マーケティング・オートメーション）ツールの導入等により自社サイトのアクセス解析に基づいた新規顧客の開拓などを行った。

(カ) サステナブル環境ビジネス展開事業（第9条第4項）

循環型社会及び脱炭素社会の実現に貢献すると同時に、北九州市の環境ビジネスの「ブランド力の向上」と北九州市SDGs戦略の一つである「技術と経験を活かした国際貢献の推進」を実現するため、「SDGs推進」や「サーキュラーエコノミー推進」に適應する技術や製品を持つ市内中小企業等の海外展開を支援した。

対象事業	実証	既に国内で販売しており、それを海外展開しようと現地で準備を進めている案件で、本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販路促進につながるもの。
	FS	既に国内で販売しており、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルの構築を検討するもの。
助成対象	海外で実証試験、FSを実施する「市内中小企業」または「市内中小企業と連携する市外中小企業」 ※会社法第二条第6項に規定する大会社に該当せず、北九州市内に事業所等があること。資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債総額が200億円未満であること。	

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
採択件数	5件	3件	2件
金額	1,668千円	3,083千円	6,973千円

(キ)「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく対応（第9条第5項、第7項）

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、工事の発注、物品及び役務の調達等の実施にあたり、中小企業の受注機会の増大に努めるものとした。

【中小企業向け契約実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
官公需総実績額	約1,262億円	約1,933億円	約1,384億円
中小企業・小規模事業者向け契約実績額 (中小企業者比率)	約1,060億円 (84.0%)	約1,235億円 (63.9%)	約1,123億円 (81.1%)

※令和4年度実績は、集計中。

(ク) 指定管理者制度における地元団体（中小企業）への配慮（第9条第6項、第7項）

指定管理者の選定にあたっては、応募要件に制限を設けずに幅広く門戸を開くものとし、地域経済を活性化する観点から、競争性の確保とバランスを取りながら、中小企業を含む地元団体に対して一定の配慮（選定時における地元企業への加点など）を実施した。また、再委託にあたっては、地元企業に優先的に発注することをガイドラインに定め、北九州市経済の振興を図った。

カ 商業・サービス業に関する支援

(ア) 商店街の空き店舗への出店支援（シャッターヒラクプロジェクト）（第11条）

市内商店街の活性化を目指すため、商店街の空き店舗に出店する事業者には、賃借料又は改装費の一部を補助した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	40件	42件	58件
うちメイト黒崎支援	9件		
うち災害復旧支援			29件
補助金額	2,287万円	2,335万円	4,149万円
うちメイト黒崎支援	996万円		
うち災害復旧支援			3,054万円

(イ) 商店街等に対する支援事業（第11条）

市内商店街が取り組む、活性化に向けたイベントや情報発信、共同施設の設置などの事業経費の一部を補助した。

(単位：件、千円)

事業名	概要	補助実績					
		R2年度		R3年度		R4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業団体共同施設等設置補助	商店街などの中小企業団体が、共同施設や環境改善施設、防火関連設備、省エネ型照明設備を設置等する場合に、経費の一部を補助	8	3,914	3	2,894	7	4,728
商店街賑わいづくりスタート支援事業	商店街や協議会等が実施する賑わいづくりのためのイベント、ガイドマップ作成等の情報発信、共同宅配事業などについて、立ち上げ時の経費の一部を補助	3	1,243	3	1,531	2	1,192

(ウ) リノベーションまちづくり (第11条)

まちに賑わいを取り戻すため、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生することで、産業振興、雇用創出、コミュニティ再生、エリア価値の向上などを図る事業であり、市内で活動されているまちづくり事業者や不動産オーナー等と連携し、市内各地で事業展開をした。

また、黒崎地区では、令和元年度から、商店街エリアの遊休不動産等を活用するリノベーションまちづくりの取組を開始している。商店街の空き店舗を題材にリノベーションスクールを開催したところ、民間事業者によるリノベーションの動きが現れ、令和3年5月には商店街の一角(寿通り商店街)にアーケードシェアハウスと商業テナントで構成されるリノベーション物件がオープンした。

【エリアごとの取組状況】

単位：件、人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
門司区	事業化件数	2	1	1
	雇用者数	5	3	6
小倉北区	事業化件数	0	1	1
	雇用者数	19	11	24
小倉南区	事業化件数	0	0	0
	雇用者数	0	0	0
若松区	事業化件数	0	1	0
	雇用者数	0	0	0
八幡西区	事業化件数	3	5	1
	雇用者数	8	16	8
小計	事業化件数	5	8	3
	雇用者数	32	30	38
リノベーションに関連するまちづくり会社等	雇用者数	0	0	4
合計	事業化件数	5	8	3
	雇用者数	32	30	42

【リノベーションスクール等の開催状況】

単位：回、人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
リノベーションスクール	回数	1		—
	人数	—		—
まちづくり・再生塾	回数	1		1
	人数	33		36

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リノベーションスクールはオンラインセミナーに代替した。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、リノベーションスクール、まちづくり再生塾ともに実施を見送った。

キ 創業に関する支援

(ア) 創業支援事業（第9条第1項、第4項）

北九州市では、「産業競争力強化法」に基づき策定した「北九州市創業支援事業計画」により、商工会議所や金融機関等の関係機関と連携の上、ハンズオン支援や創業セミナー等の施策を実施し、創業を支援している。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
創業者数	293名	348名	479件

(イ) テレワークセンター管理運営事業（第9条第1項、第2項）

創業支援の中核施設としてテレワークセンターを運営するとともに、創業全般に関する相談窓口を設置、他の関係機関等とも連携した創業支援の取組などを行った。

相談受付件数	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	実績	708件	521件	780件

ク 中小企業に関する施策等情報の発信

(ア) 中小企業振興施策の情報発信（第9条第9項）

中小企業の振興に関する各種施策について、各種支援メニューを網羅した「北九州市中小企業支援ガイドブック」や毎月発行の広報誌「ネットワーク北九州」、北九州商工会議所や中小企業支援機関のメルマガ、緊急経済支援策の新聞折り込みなど各種情報媒体を通じて、情報発信を行った。

【情報発信の内訳（主なもの）】

項目	概要	R2年度	R3年度	R4年度	指標
中小企業向け情報誌「ネットワーク北九州」の発行	・毎月1回（メール配信）及び中小企業支援センターホームページ上で公開。 ・支援施策の紹介、イベントやセミナー、企業紹介記事などを掲載。	1,700部	1,700部	1,700部	発行部数
ホームページによるPR	・ホームページに支援施策やお知らせ、関連サイトなどをまとめてPR。	48,338件	49,628件	45,148件	アクセス件数
メールマガジンの発行	・公募案件やセミナー案内等最新ニュースを毎週1回配信。	1,394件	1,454件	3,747件（※）	配信先件数
中小企業支援施策活用ガイドブックの発行	・毎年4月に発行。 ・市の制度だけではなく、国や県などの類似の制度も併せて紹介しており、支援センター、各区役所に配置するほか、セミナー受講者などに無料配布。 ・中小企業団体での施策説明や金融機関を訪問しての施策利用PRなどに活用。 ・中小企業支援センターホームページ上で公開。	6,000部	6,000部	6,000部	発行部数
技術マップの発行	・市内中小企業約400社の保有する製品、得意技術等の情報をまとめたデータベース。 ・平成17年3月からインターネットで市内外に情報発信。 ・中小企業支援センターホームページ上で公開。	10,130件	7,430件	7,901件	アクセス件数

※令和4年度に実施した実態調査でメールアドレスを回答した企業等が増加したもの。

(イ) ゆめみらいワーク (第9条第10項)

高校生や中学生等を対象に、早い段階からの職業観の醸成や将来の市内就職につなげることを目的に、地元企業の仕事内容等について、直接聞き体験できるイベントを平成27年度から開催している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面開催を見送り、それに替えて、企業研究や業界研究に活用できる動画等を作成し、市の就職情報サイト「しごまる。」に公開するとともに、市内外の学校に送付した。

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出展者数		87団体	116団体
来場者数		7,785人	7,554人

【「しごまる。」の取組み (令和2年度実績)】

動画作成企業数	36団体
冊子掲載企業数	580団体

ケ SDGsに関する支援

(ア) SDGs登録制度 (第9条第1項、第2項、第4項)

今後、企業等が経営を行っていく上で、SDGsの取組は不可欠な要素であり、対応しないと市場から淘汰されかねない潮流となりつつある。そのような中で、北九州市においては令和3年度に、SDGsの達成に寄与する企業等の取組内容を「見える化」するための「北九州SDGs登録制度」を創設した。

当該制度の登録事業者は、公共調達等における優遇措置や「SDGs経営サポート」参加金融機関（金融機関・保険会社等20社）による支援を受けられる。

<登録事業者数>

第3次～第5次 (令和4年5月～令和4年11月) 登録事業者数
195事業所 (NPO法人等含む。)

コ 経営に関する支援

(ア) 中小企業融資制度（第9条第4項、第12条）

市内中小企業が、事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、北九州市が取扱金融機関及び福岡県信用保証協会と連携して行っている融資制度である。

【中小企業融資利用状況】

単位：件、百万円

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	新規貸出		新規貸出		新規貸出		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
計	3,450	73,450	2,569	22,459	2,471	19,561	
小規模企業者 支援資金	349	1,423	596	2,290	734	2,469	
一般 事業 資金	小口	118	860	205	1,535	302	2,149
	長期	52	1,127	113	2,528	112	2,305
	短期	44	463	102	866	86	740
災害復旧 資金	0	0	1	3	1	3	
連鎖倒産 防止資金	0	0	0	0	0	0	
景気対応 資金	2,715	68,529	1,324	14,165	967	10,742	
経営力強化 サポート 資金	0	0	0	0	0	0	
開業支援 資金	167	822	224	1,027	268	1,150	
事業承継 資金	4	215	1	25	0	0	
成長加速化 協調資金	0	0	0	0	0	0	
新事業開拓 支援資金	0	0	1	7	0	0	
まち・ひと・ しごと創生総 合戦略資金	1	10	2	9	1	3	
高度化・準高度 化資金他	0	0	0	0	0	0	

(イ) 中小企業支援センター特定支援事業（第9条第1項、第12条）

地域の中小企業の中核的支援機関である「中小企業支援センター」において、各種の経営相談をワンストップで実施するとともに、経営に関するセミナーの開催やメルマガ等による施策情報の発信を行った。また、市内中小企業が抱える様々な課題の解決や円滑な事業展開に向けて、各分野の専門家を派遣した。

【業種別相談件数】

単位：件

業種	令和2年度	令和3年度	令和4年度
製造業	207	145	307
卸売業	13	22	75
建設業	22	33	169
小売業	40	52	195
サービス業	220	267	351
その他	21	1,025	505
合計	523	1,544	1,602

※令和3年度「その他」には、国の一時支援金等の事前確認件数「992件」を含む。

※令和4年度、訪問相談員を配置したため、全体的に相談件数が増加。

【内容別相談件数】

単位：件

相談内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
【経営】	経営全般	173	230	980
	事業承継	0	5	28
	事業再生	0	73	13
	M&A	1	0	0
	小計	174	308	1,021
【技術】	技術・商品開発	39	40	26
	省エネルギー化	0	1	7
	小計	39	41	33
【営業】	マーケティング	9	7	13
	販路開拓	78	24	16
	海外展開	13	7	19
	小計	100	38	48
【資金】	資金	46	22	30
	税務	14	22	15
	小計	60	44	45
【その他】	創業・転業	39	67	53
	法律	6	13	7
	労務・雇用	29	19	14
	人材確保・人材育成	4	7	8
	IT化	41	2	4
	取引条件・下請	1	4	1
	知財	0	0	0
	その他	30	1,001	368
小計	150	1,113	455	
合計	523	1,544	1,602	

【専門家派遣】

単位：件

業種	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	回数	件数	回数	件数	回数
製造業	5	32	9	22	4	5
卸売業	0	0	0	0	0	0
建設業	0	0	0	0	2	5
小売業	0	0	0	0	2	5
サービス業	6	34	2	12	2	7
その他	4	13	2	7	1	6
合計	15	79	13	41	11	28

(ウ) 巡回指導及びマッチングコーディネート事業（第9条第1項、第12条）

中小企業支援センターに配置した巡回専門相談員が、市内の中小企業を訪問し、受発注等のコーディネートを行うとともに、支援施策の紹介等を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問企業数	182社	259社	285社
マッチング件数	11件（うち成約1件）	31件（うち成約1件）	23件（うち成約3件）

(エ) 頑張る中小企業応援！経営力強化リサーチ・相談サポート事業（第9条第3項）

市内中小企業の実態やニーズを把握し、今後の支援・施策の参考とするとともに、各種の施策情報を提供することを目的とし、市内中小・小規模企業27,269社にアンケート調査を実施した（有効回収数8,964社、有効回収率32.9%）。

経営状況や経営方針、新型コロナウイルス感染症及び原油高・資材高等の影響、雇用・人材育成の状況、市への要望等、計38の設問に対する回答を集約し、令和4年11月経済港湾委員会にて調査結果報告後、市HPにて調査結果を公表した。

また、アンケート調査回答企業のうち、訪問受け入れの意向を確認できた企業に対して、FAIS中小企業支援センターに配置した訪問相談員が、訪問活動や各種施策紹介を行った。（令和4年度訪問企業数：832社）

(オ) 各種施策への中小企業の意見反映（第9条第2項、第3項）

中小企業の振興に関する施策の実施にあたり、市内中小企業団体からの要望活動や、関係団体等との意見交換会の開催などを通じて、中小企業の実態の把握と意見反映に努めた。

【市内中小企業団体からの要望・回答（抜粋）】

要望	回答
<p>コロナ禍・資材高等の厳しい経営環境に直面した中小企業に対する中小企業施策と予算の確保について</p>	<p>北九州市では「中小企業振興条例」の基本理念にのっとり、中小企業の経営改善等を促進するための施策の総合的な実施に努めることとしており、令和5年度の予算として、コロナ禍・資材高等の厳しい経営環境に直面している中小企業に対して、寄り添った支援を行うための事業を計上している。</p> <p>加えて、中小企業の成長・事業の継続を支援するとともに、次世代産業の誘致や育成、まちのにぎわいを生み出すための事業に積極的に取り組むことで、雇用の創出、地域経済の活性化、市民生活の向上につなげ、北九州市が目指す「稼げる街」への転換を図っていく。</p>
<p>中小企業組合へのICT技術の導入支援について</p>	<p>北九州市では中小企業の生産性向上および新たな価値創出に向けた支援として、北九州市ロボット・DX推進センター運営のもとワンストップ相談窓口を設置している。</p> <p>本相談窓口では、デジタルツールの利用方法等のレクチャーからDXに向けたワークショップ支援など、デジタルを活用した生産性向上に向けて幅広い支援を行っており、昨年度末までに238件の相談、744回の専門家派遣を実施したところである。更なる支援に向けて、本窓口の更なる周知に努めてまいりたい。</p>
<p>北九州市の特性・地域資源を活かした観光振興について</p>	<p>「ものづくりの街」である北九州市の特長を生かした「産業観光」について、北九州市では北九州商工会議所・北九州観光コンベンション協会と協働し、「北九州産業観光センター」として産業観光の窓口を開設し、工場・資料館見学や工場夜景を活用した観光振興を推進してきたところである。また、産業観光を環境、文化等と組み合わせ、修学旅行等の団体旅行の誘致活動についても行ってきたところである。</p> <p>今後は、新しい協力事業所の発掘に努めていくとともに、工場群の夜景を鑑賞するツアーなど積極的にPRを行い、修学旅行をターゲットにした誘致活動などを行っていききたい。</p>
<p>インボイス制度の導入の廃止を含めた国への要請について</p>	<p>インボイス制度の導入に当たっては、事業者の準備に係る負担を考慮し、令和元年10月の軽減税率の実施から令和5年9月まで準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けられている。</p> <p>さらに、令和5年度税制改正において、免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の税負担を軽減するため、売上税額の2割を消費税の納付税額とすることができる措置が講じられた。</p> <p>国においては、本年10月の制度の円滑な実施に向けて、様々な声に耳を傾けながら、きめ細かく対応していくとされており、北九州市としては、万全な対応に努めていきたいと考えている。</p>

※回答は、令和5年7月に実施。

【中小企業団体等との意見交換会の開催概要】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催日程	令和2年7月29日	令和3年8月19日	令和4年8月17日
参加メンバー	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 金融機関 支援機関（2団体） 行政 （計9名）	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 （計10名）	アドバイザー（専門家） 中小企業団体（3団体） 労働団体 大学 金融機関 支援機関（2団体） 行政 （計10名）
議題	①アフターコロナを見据えて・労働環境、生活環境、労働市場、生産設備、工程の変化等	①コロナにおける今後の中小企業のあり方	①ポストコロナ、原油高・資材高等の下での中小企業の活性化、DXへの取り組み等
意見交換の内容	①新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでとは全く違った経済活動を強いられるが、それを乗り切るための対応策などについて、現状を踏まえながら意見交換を行った。	①前年度に続き、コロナ禍における中小企業の経済活動について、現状の課題や今後の対応策について、意見交換を行った。	①コロナ禍及び原油高・資材高等の影響を受けている中小企業の経済活動について、現状の課題や今後の対応策等、意見交換を行った。
主な意見・要望	①アフターコロナを見据えて ・テレワークは困難というイメージであったが、実際には問題ない。 ・商店街では販売方法が変わり、ネット販売が増えてきており、各店舗様々な形でチャレンジをしようとしている。その時のノウハウの提供や補助金等の支援をお願いしたい。 ・建設業で現場作業は、どうしてもコロナ対応が難しくなる。その中でマスク、体温検査、健康状況の把握などに注意して、現場作業に取り組むようにしている。 ・支援機関としては、何とか補助金を活用して頑張ろうという企業を、職員一丸となって採択に向けて応援している。 ・これを機にドメインの見直しなど、中長期的に企業のあり方を見つめ直す必要がある。	①コロナにおける今後の中小企業のあり方 ・情報を発信する側と受信する側のミスマッチが、施策面でも雇用面でも生じている。 ・事業再構築補助金の活用など前向きに事業を進める企業が増えている一方で、緊急事態宣言がまた新たに発出されるなど経済を取り巻く環境が大きく変わる可能性があるため、コロナで影響を受けた企業に向けて、堅実に各種助成施策等の支援をお願いしたい。 ・商流やサプライチェーンの変化については、中小企業にとっては大きな変化になる可能性がある。DX化の導入など早急に対応を進めないと取り残されてしまう恐れがあり、従来のように浪花節的な人と人の関係だけでは対応出来ない時代がやってきている。	①ポストコロナ、原油高・資材高等の下での中小企業の活性化、DXへの取り組み等 ・自社の課題がわかっていない中小企業が多く、そういったところからの支援が必要である。 ・物流倉庫の建設、工場の新設、改修といった前向きな設備資金需要が徐々に増えている一方で、今後、ウクライナ危機の影響を受けることが考えられ、資源エネルギー関係から食品関係、製造業全般と広範囲に影響が及んでいるため、この状況が続くことを危惧している。 ・アフターコロナにおける労働者の雇用維持のためには、経営者の意識改革が必要である。コロナ禍において、雇用調整助成金や一時支援金等に頼っていた企業は、今のうちに雇用維持に係る対策を進めておくべきである。

北九州市中小企業振興条例



北九州市

「北九州市中小企業振興条例」の概要

平成26年12月議会にて可決・成立、平成27年4月1日施行

条例制定にあたって(前文)

本市は、ものづくりを基幹産業とした産業都市として発展してきました。その発展を支えているのが、中小企業です。また、中小企業は、本市経済への寄与だけでなく、まちづくりや災害対応など、地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業は、市民生活の向上にとって欠くことのできない存在です。

しかし、中小企業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。

そこで、本市の中小企業の経営基盤を強化し、本市の中小企業がその力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一体となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていくために、この条例を制定しました。

基本理念(第3条)

- 中小企業者は、経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化に自主的に努める。
- 市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援する。



それぞれの責務・役割(第4条～第9条)

金融機関 第7条

- 必要な融資を行うなど、中小企業者の事業活動を積極的に支援 など

市民 第8条

- 中小企業が果たす役割の重要性を理解し、健全な発展に協力

大企業者 第6条

- 中小企業者へ業務を発注する等場合には、基本理念の実現に取り組む など

中小企業団体 第5条

- 中小企業者とともに、基本理念の実現に取り組む

中小企業者 第4条

- 経営改善等に自主的に努める
- 中小企業者相互の連携・協力
- 人材の育成、働きやすい環境の整備 など

市 第9条

- 関係機関と協力し、施策を総合的に実施
- 中小企業者の実態の把握、意見の反映
- 中小企業者の人材育成・確保、資金供給の円滑化
- 市の工事発注等にあたって、中小企業者の受注機会を増大
- 市民・児童生徒の理解促進 など

その他

- 市は、経営資源の確保など、小規模企業者の事情に配慮する。
- 市は、中小企業の支援に資する商店街の活性化施策を講じる。 など

【問い合わせ先】 北九州市 産業経済局 中小企業振興課
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町 2-1(北九州テクノセンタービル 1F)
TEL:093-873-1433 FAX:093-873-1434

北九州市中小企業振興条例（平成27年4月1日施行）

北九州市は、江戸時代に城下町として栄えた小倉、明治以降に石炭積出港として栄えた若松、官営八幡製鐵所が建設され日本の近代産業発祥の地として発展した八幡と戸畑、陸海の交通の要衝として重要な役割を果たした門司という5つの個性を持った都市が、世界に例のない対等合併したことにより誕生し、さまざまな企業が集積するたくましい産業都市、また環境先進都市として発展してきた。

その発展を支えているのが、創意工夫を凝らした特色ある事業活動を行うことによって、最先端の技術と優秀な人材を提供し続けてきた中小企業である。

中小企業は、その経済活動による市民の雇用の確保、消費生活の充実、女性の社会参画の推進などの本市経済への寄与にとどまらず、まちづくりや災害対応など、市民生活を支え地域社会に貢献する役割も果たしており、中小企業の存在は、市民生活の向上にとって欠くことのできないものである。

近年、本市の中小企業を取り巻く状況は、グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化の進展による消費の減退などにより、厳しさを増している。

今こそ、本市の中小企業の経営基盤を強化するとともに、本市の中小企業が飛躍の機会を見だし、国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓に向けて、その力を存分に発揮し成長できる環境を中小企業者、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が一休となって創り、本市の持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成につなげていかなければならない。

ここに、本市の中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済の発展において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、市内に事務所又は事業所（以

て「事業所等」という。）を有するものをいう。

- （2） 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体のうち市内で活動するものをいう。

- （3） 大企業者 市内で事業活動を行う者のうち中小企業者以外のものをいう。

- （4） 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所等を有するものをいう。

- （5） 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに中小企業の振興に係る研究及びその事業化の促進に取り組む機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者が経営の改善及び革新並びに経営基盤の強化（以下「経営改善等」という。）に自主的に努めるとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民が連携して中小企業者を支援することを基本として推進されなければならない。

（中小企業者の責務）

第4条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に応じ、経営改善等に自主的に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者相互の連携及び協力を努めるものとする。

- 3 中小企業者は、人材の育成及び従業員がその能力を十分に発揮するための働きやすい環境の整備に努めるものとする。

- 4 中小企業者は、中小企業団体が中小企業の振興に関する活動を実施するときは、当該活動に協力するよう努めるものとする。

（中小企業団体の責務）

第5条 中小企業団体は、中小企業者の事業活動を支援するに当たっては、中小企業者とともに、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者の責務）

第6条 大企業者は、中小企業者へ業務を発注する等の場合には、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、

市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第7条 金融機関は、中小企業者の事業活動に対し、必要な融資を行う等の方法により、積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、中小企業が本市経済の発展及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第9条 市は、第3条に規定する基本理念の通り、中小企業者の経営改善等を促進するための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係地方公共団体、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、中小企業者に関する実態の把握に努めるとともに、中小企業者の意見の反映に努めなければならない。

4 市は、中小企業者の事業活動に必要な人材の育成及び確保並びに資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営基盤の強化を促進するよう努めなければならない。

5 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

6 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理を確保しつつ、中小企業者の参入機会の増大に努めなければならない。

7 市は、出資法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人をいう。）、市からの工事の発注、物品及び役務の調達等を受けたもの並びに指定管理者に対し、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、中小企業者の

受注機会の増大を図るよう努めることを求めることができる。

8 市は、中小企業者が安心して暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察等の関係機関と連携してその安全の確保に努めなければならない。

9 市は、中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進するための施策を推進するよう努めなければならない。

10 市は、学校教育において、中小企業が本市経済の発展に果たす役割の重要性並びに中小企業者の実績及び魅力を児童生徒が理解できるための施策を推進するよう努めなければならない。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

(地域商業の活性化)

第11条 市は、商店街（北九州市商店街の活性化に関する条例（平成25年北九州市条例第35号）第2条第1号に規定する商店街をいう。）の活性化を図るための必要な施策を講ずるに当たっては、その施策が中小企業の支援に資するものとなるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告等)

第13条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、毎年、議会に対して報告するとともに、議会への報告後は、速やかに公表するものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。